

(仮称) 横浜国際園芸博覧会 計画段階配慮書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 15 開発行為に係る事業
図書の提出	[条例第8条第2項] 提出：令和3年3月18日
図書についての 公告	[条例第9条第1項] 公告：令和3年4月5日
図書の縦覧等	[条例第9条第1項] 縦覧期間：令和3年4月5日～4月19日（15日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課、 旭区役所区政推進課、瀬谷区役所区政推進課 公表等：横浜市中立中央図書館、旭図書館及び瀬谷図書館において閲覧 環境影響評価課ウェブページにおいて公表 ツイッターで縦覧について告知
環境情報提供書の 提出	[条例第10条第1項] 提出期間：令和3年4月5日～4月19日 配慮書について環境の保全に関する情報（以下「環境情報」という。） を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面（以 下「環境情報提供書」という。）を提出することができる。 （環境情報提供書は、持参、郵送又は電子申請により受付）
配慮市長意見書の 作成	[条例第11条第1項] 環境情報に配慮して、配慮市長意見書を作成し、計画段階事業者に送付す る。
審査会への 意見聴取	[条例第11条第2項] 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼：令和3年4月8日
配慮市長意見書の 公告・縦覧	[条例第11条第3項] 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間一般の縦覧に供する。